京都産業大学体育会ヨット部 部則

第1章 総則

第1条

本部は「京都産業大学体育会ヨット部」と称し(以下、本部という)、京都産業大学体育会に所属する。また本部卒業生で構成する「京都産業大学体育会ヨット部 OB 会」(以下、OB 会という)の指導、援助を受けるものとする。

第2条

本部は、所在地を京都産業大学体育会ヨット部艇庫(滋賀県大津市下阪本1丁目1番地26号)に置く。

第3条

本部は、京都産業大学の課外活動の一環として、その建学の精神に則り、部活動を通じて心身共に健全なる人材を育成することを目的とする。

第2章 部員

第4条

本部部員は、京都産業大学の学生とし、本部の目的を理解し本部則に同意できるものとする。

第5条

- 1、本部に入部を希望する者は、所定の入部届を提出し、監督及び主将の許可を受けなければならない。
- 2、本部を退部・休部する者は、その理由を明らかにし、所定の退部・休部届けを提出し、監督及び主将の許可を受けなければならない。なお、身体的な理由(病気・怪我等)において本部は退部・休部についての判断の重要な参考とするため、専門医の診断書の提出を求める。

第3章 役員

第6条 本部は、以下の役員を置く。

部長1名、監督1名、ヘッドコーチ1名、(部員より)主将、副将、主務、学連、会計、チーフマネージャー各1名(以下、幹部という)。

また副部長、コーチを若干名を置くことができる。

第7条

部長、副部長は、京都産業大学教員および教職員の部課長以上の中から京都産業大学より任命される。

監督は、OB 会会長が任命する。

ヘッドコーチおよびコーチは、監督が選任し OB 会会長が承認し監督が任命する。

幹部の主将、副将、主務、学連、会計、チーフマネージャーはインカレ終了 後、監督、前主将の協議のもと監督が任命する。

第8条

監督は、幹部からの提案、企画に対しての承認、指導を行い、ヘッドコーチは それを補佐し各コーチを総括して現役指導を行う。

主将は本部の活動内容の作成と実施を行い、本部員を統括する。

副将はそれを補佐する。

主務は、本部のマネージメント及び大学、OB会との調整をする。

学連は、近畿北陸学生ヨット連盟並びに全日本学生ヨット連盟と本部との調整をする。

会計は、本部の部費の徴収、経費の支払い、資産の管理、大学との予算折衝を 行う。

チーフマネージャーは主将、主務、学連の補佐をし、各マネージャーを統括する。

役員の役割分担、権限については別途細則を作成する。

第9条

幹部の任期は、インカレ迄の1年とし、総会でそれぞれの新幹部に書面をもって引き継ぐものとする。他の役員の留任はこれを妨げない。

第10条

役員が役職を任期途中も含め退任する場合は、任命者に申し出て、引き継ぎ書類を提出し後任の決定までは職を全うする。

第4章 総会

第 11 条

部員総会は毎年1回2月(シーズンイン式)に開催を原則とし、部員の3分の2以上の出席を要する。

主将が必要と認めた時には随時招集し、臨時総会を開催することができる。 部員総会の決議事項は、主将が議長となり出席部員の過半数の賛成を持って成立とする。

第12条

部員総会では前年度決算報告、来年度活動計画(案)、来年度予算(案)の他、本部則の改正等を決議する。

第5章 会計

第13条

本部の活動費は、部費、大学よりの補助金、OB 会よりの支援金、その他収入をもってあてる。

第 14 条

部員は、決められた期間までに部費を納入しなければならない。 合宿費、遠征費も会計の決定した期間内に納入しなければならない。 退部時に上記の費用の未納がある場合は、そのすべてを清算し退部しなければ ならない。

第 15 条

艇庫の大規模な改修は、監督が部長に申請し、承認のもと、部長が大学に申請 する。

艇の購入については、監督の承認のもと、部費及び特別援助金で購入する。 備品の購入については、部員が会計に申請し、承認のもと、部費で購入する。 但し必要があれば監督との協議を行う。

高額備品の購入については、監督が OB 会会長に申請し、承認のもと購入する。

第16条

本部の会計は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第 17 条

主務および会計は、大学および監督の指示に従い決算報告書を作成する。その後に OB 会の監査を受け、部員総会と OB 会総会にて報告しなければならない。

第 18 条

会計は、ヨット部の資産を 12 月末に点検・把握し、OB 会役員の助言を得て会計台帳を作成し監査ののち引き継ぎをすること。

第6章 活動

第19条

本部役員は、セーリング競技の技術の向上のために練習、対外試合の企画立案 を行うが、すべてにおいて部員の安全管理と、経済的負担の軽減を目指すこ と。

第 20 条

幹部は、活動内容を監督に提案し承認、指導のもと計画し、部長の承認を得る ものとする。

第21条

選手は、京都産業大学体育会、日本セーリング連盟に入会する者とする。

第22条

部員は、「他に優しく、自らに厳しく、そしてひたむきに」の精神を持って活動すること。

男子部員、女子部員は規律をもってお互いに協力し、行動すること。

第 23 条

部員は、部活動以前の基本として、授業に出席、単位を取得して、進級、卒業を目指し、学業と部活動の両立が危ぶまれる場合は部長、監督と協議する。また、それでも改善見込みがなく、部で定める必要単位数に到達しない者は、必要な措置を講ずる。

第24条

本部則に違反し、部に支障を与えた者、公序良俗に反する行為を行った者は、部長、監督の協議のもと、退部させることができる。

第 25 条

部活動内での移動手段については、公共交通機関等を利用する。原付および車 を利用する場合には交通ルールを遵守し、違反、事故等があった場合には本部 へ報告する義務を有する。

第7章 改正

第 26 条

本部則の改正は、OB 会役員の助言を得て部員総会の決議で行い、部長、監督 及び OB 会会長に報告すること。

本部則は、2023年2月7日より施行する。